

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第12条 安全施設)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4
提出年月日	令和5年2月15日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
220913-54	1	比較表の作成範囲を適正化すること	R4.9.13	本日回答		比較表の作成範囲の見直しを行い、まとめ資料本文及び別紙全てで比較表を作成しました。	資料全般	
220913-55	2	(全般) リファレンスプラントに対し、段落の開始位置がズレること、文章記載が同じなのに改行がズレることは無いように留意すること。	R4.9.13	本日回答		リファレンスプラントに対し、段落の開始位置、改行位置を合わせ比較表の適正化を行いました。	資料全般	
220913-56	3	先行に対して記載していない部分は、その必要性を確認の上、記載の適正化、差異が生じる理由の明記といった適切な対応を行うこと。	R4.9.13	本日回答		まとめ資料全般に関して、女川及び大飯等の審査実績を踏まえ、記載の適正化を行いました。	資料全般	
220913-57	4	12-13 女川に合わせるのであれば、記載を適正化すること	R4.9.13	本日回答		まとめ資料全般に関して、女川の審査実績を踏まえ、記載の適正化を行いました。	資料全般	
220913-58	5	12-15 ”一部”の表現が適切か確認すること	R4.9.13	本日回答		消火設備に関する共用範囲を見直し、共用設備として考慮していた火災感知設備、ハロゲン化物消火設備及び二酸化炭素消火設備については、共用しないことに見直しました。	資料2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.5.0）』 P.12-15, 31	
220913-59	6	12-15 66kV送電線を始めとして、設備の「共用」について先行の記載を参照し、適正化すること。安全施設の定義（対象施設がどの設備又は施設をいうのか）を理解した上で、「共有」や「相互接続」を整理すること	R4.9.13	本日回答		66kV送電線については、第33条（保安電源設備）側での見直しにより、第12条側と整合することを確認しました。また、女川及び大飯等の審査実績を踏まえ、安全施設の明確化を図りました。詳細は審査会合における指摘事項に対する回答にて説明させていただきます。	資料2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.5.0）』 P.12-12～16, 28～33	
220913-60	7	12-15 運転指令装置について、「通信連絡設備」と修正する記載の適正化を検討すること。	R4.9.13	本日回答		安全施設の明確化により、「通信連絡設備」という安全施設の中の「運転指令設備」という位置づけとしました。	資料2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.5.0）』 P.12-16, 33	
220913-61	8	(全体) 12-35, 36 最新（女川）の記載の反映について熟慮のうえ検討すること。	R4.9.13	本日回答		審査実績（女川）を踏まえ、記載の適正化を行いました。	資料2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第12条 安全施設（DB12 r.5.0）』 P.12-42～45	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
220913-62	9	PPT4,まとめ資料(比較表)泊独自の評価等になるものは説明を充実させること。特にスプレイ配管(立ち上がり配管)の多重化と逆止弁は、基準適合上の位置付けを踏まえ、記載を適正化すること。関連して、「比較結果等を取りまとめた資料」における「基準適合性の考え方と大飯3/4号炉と泊3号炉との差異」において、「泊3号で立ち上がり配管を追設置したことで、大飯との相違は無し」と記載されているが、基準適合上の考え方が資料間で一致していないため、社内のチェックも含めて整理した上で、基準適合上の記載を説明すること。	R4.9.13	本日回答		泊3号の安全施設については、別紙1-1、別紙1-2にて整理しました。別紙1-1にて「重要度の特に高い安全機能を有する系統」として抽出されたものが、別紙1-2にて、単一故障発生時に機能を発揮できるか等の確認などを行い、それがわかるような資料構成としました。本条の中で、泊独自になるものとしては、スプレイ配管の多重化が該当します。スプレイ配管の多重化については、補足説明資料に記載しておりましたが、まとめ資料2.1.3に複数案検討してスプレイ配管の多重化することを記載しました。まとめ資料2.1.3にて、スプレイ配管の多重化とDスプレイリングに逆止弁を設置することにより、単一故障発生時にも所定の安全機能が達成でき、設置許可基準に適合していることの説明を記載しました。	資料2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-88~93	
220913-63	10	12-53 紫外線硬化型FRPシートの詳細説明を追加すること。	R4.9.13	本日回答		紫外線硬化型FRPシート及び当て板によるダクト補修方法(直管部、エルボ部及び分岐部の修復イメージ図)及び作業概要を追加しました。	資料2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-65~66,126~129	
220913-64	11	12-15 安全施設に対する共用の考え方について、適切な記載となっていることを確認すること。	R4.9.13	本日回答		女川の審査実績を踏まえ、安全施設の明確化を図りました。指摘事項に対する回答にて説明させていただきます。	資料2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-11~17,28~33	
220913-65	12	12-30 先行を踏まえ、単一機器故障の評価の記載の充実を図ること。	R4.9.13	本日回答		大飯の審査実績を踏まえ、評価の記載を追加しました。	資料2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-38	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。